

(素案)

(仮称) 神戸市障がい者プラン

令和●年●月

神戸市

目次

第1部 計画策定にあたって	1
第1章 計画策定について	1
(1) 背景・趣旨	1
(2) 位置づけ	1
(3) 他の計画との関係	2
(4) 計画期間	2
(5) 計画の策定・推進体制	2
第2部 神戸市障がい者保健福祉計画	3
第1章 基本理念・目標	3
(1) 基本理念	3
(2) 基本目標	3
第2章 実現に向けた施策	4
(1) 生活支援サービスの充実	4
(2) 地域移行・地域生活のための支援	7
(3) 障がいのある子どもへの対応	10
(4) 就労に向けた支援	13
(5) 社会参加への機会促進	16
(6) 権利擁護・差別の解消	19
(7) 人材の確保・育成、資源の確保	22
(8) 包括的支援体制の構築	24
第3部 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画	26
第1章 成果目標について	26
(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行	26
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	27
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	28
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	28
(5) 障がい児支援の提供体制の整備等	29
(6) 相談支援体制の充実・強化等	31
(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築	31
第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策	32
(1) 訪問系サービス	32
(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所	32
(3) 居住系サービス等	34
(4) 相談支援	35
(5) 障がい児福祉サービス	36
(6) 発達障がいのある人に対する支援	37

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	38
(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み	39
(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み	40
第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策	41

「障害」のひらがな表記について

本計画においては、「障害」を「障がい」と表記しています。ただし、法令や制度、施設名、団体などの固有名詞については、漢字で「障害」と表記しています。

「障害」のひらがな表記については、障がいのある人や関係者の中でも意見が分かれています。国の障害者政策委員会の意見では、「法制上の「障害」の表記のあり方について、障害者権利条約における新しい障害の考え方を踏まえつつ、今後の国民、特に障害当事者の意向を踏まえて検討」とされています。

神戸市では、「神戸市障がい者保健福祉計画2010後期計画（平成19年2月策定）」から、計画の中で「障がい」と表記しています。

第1部 計画策定にあたって

第1章 計画策定について

(1) 背景・趣旨

国において、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という）の締結や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という）の施行など、障がい者の権利の実現に向けた取り組みが進められてきました。また、高齢化や人口減少社会の中で、「障がい」や「高齢」「子ども」といった分野を超えて、地域住民同士が互いに支え合い、一人ひとりが生きがいを持って暮らしていけるような地域共生社会の実現を目指した取り組みも進められています。

このような中、本市においても、障がいのある人が抱える複雑化・多様化した課題に対し、より身近な地域で様々な相談ができるように障害者地域生活支援センターの拡充や緊急時の受け入れなどができる障害者支援センター（地域生活支援拠点）の各区への設置、障がいのある人の就労を促進するための超短時間雇用の創出（超短時間雇用創出プロジェクト）や ICT 関連の就労に対応したしごとサポート ICT の設置など、「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」に基づき障がい福祉施策を進めました。

今後も引き続き障がい福祉施策を進めていくために、新たな「神戸市障がい者保健福祉計画」（令和3年度から令和8年度までの6年間を計画期間とする）および「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」（令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間とする）を策定し、障がいのある人々が安心して住み続けられる取り組みを進めていきます。

(2) 位置づけ

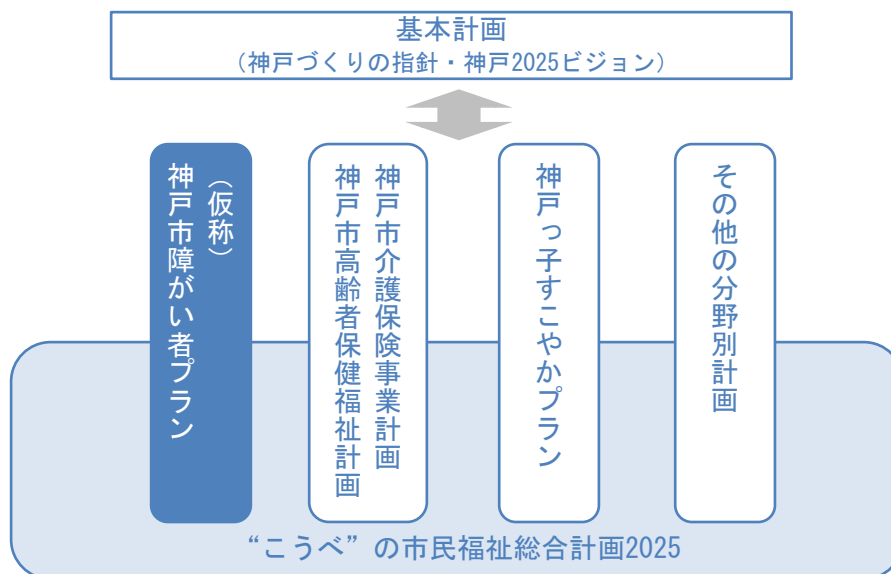
（仮称）神戸市障がい者プラン（以下、「本計画」という）は、障害者基本法第11条第3項で規定されている「市町村障害者計画」と、障害者総合支援法第88条第1項の規定に基づく「市町村障害福祉計画」、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく「市町村障害児福祉計画」を一体的に策定するものです。国の基本指針（令和2年厚生労働省告示第213号）に即した内容にするとともに、国の「障害者基本計画（平成30年3月）」および、兵庫県の「ひょうご障害者福祉計画（平成27年3月）」「第6期兵庫県障害福祉推進計画（令和3年3月）」とも整合を図りながら策定します。

本計画においては、第2部を「市町村障害者計画」にあたる「神戸市障がい者保健福祉計画」とし、本市の障がい福祉施策の理念や施策の方向性を示したものとします。第3部は「市町村障害福祉計画」「市町村障害児福祉計画」にあたる「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」とし、具体的なサービスについて見込み量と確保の方策を示します。

なお、「神戸市障がい者保健福祉計画 2020」においては、指標を設定し、PDCA を行っていましたが、本計画においては、全体の指標として、「第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画」の中で目標設定を行います。

(3) 他の計画との関係

本計画は、「神戸市民の福祉をまもる条例」に基づき策定される「“こうべ”の市民福祉総合計画2025」の分野別計画でもあり、他の関連計画と整合性を持ったものとします。



(4) 計画期間

「神戸市障がい者保健福祉計画」は、令和3年度から令和8年度までの6年間の計画とし、前半3か年を「第6期神戸市障がい福祉計画」および「第2期神戸市障がい児福祉計画」、後半3か年を「第7期神戸市障がい福祉計画」および「第3期神戸市障がい児福祉計画」と統合して策定します。

平成27年度	28年度	29年度	30年度	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度
	神戸市障がい者保健福祉計画2020				神戸市障がい者保健福祉計画						
	第4期神戸市障がい福祉計画		第5期神戸市障がい福祉計画		第6期神戸市障がい福祉計画		第7期神戸市障がい福祉計画				
		第1期神戸市障がい児福祉計画		第2期神戸市障がい児福祉計画		第3期神戸市障がい児福祉計画					
「(仮称) 神戸市障がい者プラン」として統合											

(5) 計画の策定・推進体制

本計画は神戸市障害者施策推進協議会にて議論を行い策定します。また、地域の実情を把握するため、神戸市障がい者生活実態調査（令和元年度実施）、神戸市重症心身障がい児者実態調査（令和元年度実施）、障がい者関係団体等からのヒアリングや、神戸市自立支援協議会や神戸市療育ネットワーク会議など障がい福祉の推進に資するためのその他協議の場より意見聴取を行いました。

成果目標および指標について、年1回実績を把握し、その結果を公表します。神戸市障害者施策推進協議会の意見を踏まえてPDCAを行います。また、国の動向や社会情勢などに応じて、本計画の見直しを検討します。

第2部 神戸市障がい者保健福祉計画

第1章 基本理念・目標

(1) 基本理念

障がいのある人が、自らの意思決定に基づき、住み慣れた地域の中で、共に支え合いながら、安心して暮らし、活躍できる“こうべ”をみんなで作ります。

(2) 基本目標

◆基本的人権・自己決定権の尊重

全ての人は等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるという理念にのっとり、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら、共に暮らすことのできる社会の実現をめざします。

また、障がいのある人が、福祉サービスや住まい、医療を含め、自分の生活を自らの意思で選択することができるよう支援し、またその意思決定を尊重しながら取り組みを進めます。

◆高齢化や重度化等への対応

障がいのある人の高齢化や重度化が進むなか、地域のなかで安心して住み続けていくためには、親が亡くなった後や家族による支援が難しくなった場合も含めた支援が必要です。そのため、身近な地域に住まいが確保され、地域において一人ひとりの状況に応じた福祉や医療サービスを受けることができる、高齢化や重度化、「親なき後」を見据えた暮らしを支援します。

◆地域包括支援体制の構築

障がいのある人をはじめ、さまざまな困難を抱える人が、地域のなかで安心して住み続けられるようにするためには、障がい・高齢者・子どもといった分野を超えて関係機関で協力し、取り組みを進めていく必要があります。誰もが身近な地域に住むことができ、地域において一人ひとりの状況に応じたさまざまな福祉や医療サービスを一体的に受けられ、安心して地域で暮らし続けられる体制をつくります。

◆社会的障壁の除去・障がい者の活躍

差別解消や権利擁護、啓発活動を推進することによって、障がいのある人が生活や社会参加をするにあたっての社会的障壁を取り除き、障がいのある人もない人も自分らしく、ともに学び、働き、暮らすことができ、個人の能力や適性に応じて活躍できる社会をつくります。

第2章 実現に向けた施策

※次の名称は、省略名で表記する。(正式名称：省略名)

障がい者生活実態調査：実態調査、障害者施策推進協議会：推進協議会、障がい者関係団体等からのヒアリング：ヒアリング

(1) 生活支援サービスの充実

現状・課題

(サービス)

- ・障がいのある人が適切なサービスを受けられるようにするためには、身近な窓口である区役所、障害者地域生活支援センターでの相談をはじめ、計画相談支援での適切なアセスメント・モニタリングなどが必要です。現状では、計画相談支援を利用している人が少なく（令和元年度セルフプラン率：障がい者 54.8%、障がい児 88.6%）、実態調査では利用希望者の約6割が制度を知らないと回答しています。また、自立支援協議会やヒアリングにおいて、相談支援事業所の数が少なく、質にばらつきがあるという声がありました。今後、相談支援事業所の量・質を高めていくとともに、障がいのある人にわかりやすい相談支援体制をつくっていくことが課題となっています。
- ・ヒアリングでは、相談支援事業所だけでなく、日頃から本人の状況をよく知っている日中活動系サービス事業所においても、相談や情報提供をしてほしいという声がありました。

(医療)

- ・実態調査では、自宅・地域生活を送るうえで必要なこととして、「主治医や医療機関が近くにあること」が挙げられています。障がいのある人が近くで安心して受診できる医療機関を増やすことが求められます。

(その他)

- ・主な介護者である親が高齢化しており、実態調査では、介護者のうち60代以上が約4割にのぼり、自身の健康に不安がある人も多くなっています。
- ・ヒアリングでは、介護の負担が家族に集中しているため、家族の就労が難しくなったり、家族が介護できない場合は障がいのある人が施設入所せざるを得なかったりする状況があるという声がありました。今後、家族の負担を軽減するためのサポート体制やサービスを充実させることが課題となっています。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

- ・障害者地域生活支援センターでは、障がいのある人やその家族の複雑化した相談などに対応するため、専門性の向上や機能強化を図ります。
- ・計画相談支援を利用して適切な障がい福祉サービスにつなげるため、相談支援事業所数を確保するとともに、相談支援専門員の知識・能力の向上を図ります。
- ・基幹相談支援センターでは、障害者地域生活支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどにより人材育成を行い、市全体の相談支援体制の強化に取り組めます。

- ・身近な窓口である区役所において、適切な相談対応や必要な情報提供、各機関へのつながりができるよう、研修などにより職員の知識・能力の向上を図ります。
- ・障がいのある人に関するさまざまな相談窓口について、障がい特性に配慮した専門的な相談体制を充実させるとともに、各相談機関の役割を明確化し、利用者が迷わない相談体制をつくります。

②各種サービスの充実

- ・訪問系サービスについては、個々のニーズの把握に努めるとともに、個別の生活状況に応じたサービスを提供するため引き続き適切な支給決定および運用を行います。
- ・生活介護については、重度の心身障がいがある人や医療的ケアの必要な人が利用できる事業所を拡充します。また、日常生活の相談や情報提供ができるよう取り組みます。
- ・短期入所については、重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人、強度行動障がいのある人が利用できる短期入所事業所の整備を進めます。
- ・日常生活用具については、障がいのある人や子どもの状況に合わせて、内容の充実を図ります。

③障がい福祉サービス事業所への指導監査・質の向上

- ・事業所運営の適正化や虐待などの防止のため、事業所への指導監査に取り組んでいきます。
- ・指導監査結果の情報共有を県など関係自治体等と行います。
- ・障がいのある人や家族が安心して障がい福祉サービスを利用できるように、事業所に対する研修や助言・指導などを行い、職員の質の向上を図ります。

④障がい者医療の充実

i) 受診機会の保障

- ・障がいのある人が身近な地域で安心して診察・治療を受けられるように、医療体制の充実を図るほか、障がいのある人の受診機会の確保について医療機関への啓発を進めます。
- ・歯科医療については、地域の歯科診療所での治療が困難な人に対してこうべ市歯科センターで治療を行うほか、障がい者施設への訪問歯科保健指導や訪問歯科健康診査および障がい者歯科に関する歯科医療研修会を行います。
- ・障がいのある人の医療費負担を軽減するため、自立支援医療制度や重度障害者医療費助成、指定難病医療費助成、小児慢性特定疾病医療費助成、精神入院医療費助成を引き続き実施するとともに、制度の周知を図ります。

ii) 専門医療・リハビリテーションの提供

- ・障がいのある人が必要なリハビリテーションを受けられるため、医療機関や関係機関との連携を図ります。生活介護事業所での機能訓練の実施など、重度の障がいのある人が必要な機能訓練を地域の中で継続して受けることができるよう支援します。
- ・重度の心身障がいのある人や医療的ケアの必要な人が利用できる医療関係資源や障がい福祉サービス事業の情報収集し、必要時に情報提供やコーディネートできる仕組みを引き続き構築します。
- ・精神障がいのある人の急性増悪時における精神科医療体制、および精神科病院に入院加療中の患者が身体疾患を併発した場合の対策病床を引き続き確保します。

⑤多様化するニーズへの適切な対応

i) 高齢化・重度化への対応

- ・障がい者本人の高齢化に対しては、介護保険のあんしんすこやかセンター（地域包括支援センター）・えがおの窓口（居宅介護支援事業所）などが相互に円滑な連携を図り、介護保険の適用後も安定して在宅生活を継続できるよう支援します。その他、個々の事情に応じた障がい福祉サービスの利用についても継続します。
- ・介護者である親の高齢化に対しては、各区の障害者支援センター（地域生活支援拠点）を中心に見守り支援体制の構築を進めるとともに、相談支援機能や緊急時の受け入れ体制を確保し、関係機関と調整しながら支援を行います。

ii) 難病のある人への対応

- ・神戸市難病相談支援センター、神戸難病相談室、各保健センターにおいて、相談や情報提供を行うとともに、必要な障がい福祉サービスを利用できるよう支援します。

iii) 発達障がいのある人への対応

- ・神戸市発達障害者支援センターでは、発達障がいのある人の特性を踏まえ、日常や就労・社会生活訓練など当事者支援や支援者に対する発達障がいに係る専門家による研修会などを実施し、支援の充実を図ります。

⑥介護離職の防止

- ・障がいのある人の介護をしながらでも働き続けられるように、障がいのある人の家族に対してのサービスや介護休業、介護休業給付金などの制度に関して情報提供を行い、適切なサービスにつなぎます。また、仕事と介護の両立に関する企業への理解の促進を図り、働きやすい環境をつくります。

(2) 地域移行・地域生活のための支援

現状・課題

(地域移行)

- ・実態調査では、希望する将来の住まいについて、「家族と一緒に自宅で生活したい」「地域で独立した生活がしたい」が多くなっています。一方、グループホームを含めた施設入所希望も一定あり、これを障がい種別で見ると、身体障がい者では高齢者向け施設が、知的障がい者および精神障がい者（入院中の人）ではグループホームの割合が高くなるなど、それぞれ傾向が異なっていました。
- ・ヒアリングでは、高齢の親と一緒に暮らしている障がいのある人は親の介護も必要となることから、1人で離れたところで自立するのではなく、高齢の親と一緒にケアを受けながら暮らせるような場所がほしいというニーズもありました。
- ・自立支援協議会やヒアリングでは、グループホームの数が足りないという声や、それぞれの障がい特性に応じたグループホームが少ないという声がありました。また、地域に生活を支える資源が少なく、自立を選択することが難しいという声もありました。
- ・地域移行にあたっては、それぞれの障がいや家族の状況に応じた住まいの確保や自立にあたっての地域資源の充実が課題となっています。

(地域生活)

- ・自立支援協議会において、緊急時のショートステイの充実や障がいのある人の見守り体制の充実などが課題として挙げられています。

(災害・感染症)

- ・災害時について、実態調査では、「福祉避難所がどういうときに利用できるか」「自分が住んでいる地域のどこにあるかも知らない」という回答が75%となっていました。また、3割以上の人が「避難場所の設備が不安」「食料・水の配給など必要な情報を得るのが難しい」「自分で判断して身を守る行動をとることが難しい」などと回答しています。今後、福祉避難所や災害時の対応方法について周知することが課題となっています。
- ・自立支援協議会において、災害時の個別避難計画が必要であるという課題も挙げられています。
- ・感染症については、ヒアリングにおいて、感染症にかかった時にどのように行動するとよいのかという不安の声があり、具体的な予防や対応方法について周知することが課題となっています。

施策の方向性

①施設入所者の地域移行

- ・障がいのある人の地域移行の推進および地域生活の継続支援のため、地域支援機能強化専門員を中心に、地域移行に関する関係機関および障がいのある人の地域生活を支援する支援者のネットワークを構築します。
- ・施設入所中や長期入院中、または在宅で生活する障がいのある人で、将来に備えて訓練が必要な人に対して、グループホームの居室を確保し、体験利用を行います。
- ・入所施設から退所した障がいのある人の居宅での生活を支援するため、自立生活援助の利用を促進します。

②長期入院の精神障がいのある人の地域移行

- ・精神科病院に入院している精神障がいのある人のうち退院可能な人を対象に、ピアサポーターの活用による退院意欲の喚起や地域移行支援などの個別支援などを通して地域移行を推進します。
- ・各区の精神障害者継続支援チームや精神科病院に配置されている退院後生活環境相談員を活用し、必要な医療や支援が途切れることなく地域で暮らせる体制を構築します。

③地域移行を支えるサービス基盤の確立

i) 住まいの確保

- ・地域移行を支える住まいとなるグループホームについて、改修などにかかる経費助成や、市営住宅の空き住戸の利用・整備を引き続き進めます。今後も、民間住宅の空き家に関する情報を運営希望法人に提供するなど、関係部局等と連携して積極的に取り組みます。また、重度の障がいのある人を含め、障がいの程度に関わらず利用できるようにグループホームの整備を進めます。
- ・市営住宅については、引き続き障がい者世帯向住宅の設定や申し込み時の優遇措置により、入居機会の確保を図ります。また、民間賃貸住宅へ入居する場合は、新たな住宅セーフティネット制度に基づき、民間賃貸住宅の空き室や空き家を活用した住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録の促進や、住宅確保要配慮者の円滑な入居の支援を行います。

ii) 介護保険施設等と併設したグループホームの整備

- ・高齢の親とともに暮らしたいという障がいのある人や、高齢化しても同じ環境で生活したいという障がいのある人のニーズに応えるため、特別養護老人ホームなどの介護保険施設とグループホームなどを併設した施設の整備に取り組みます。

iii) 地域移行に向けたネットワークの構築

- ・地域移行支援を行う事業所を中心に入所施設や精神病院、区自立支援協議会、障がい福祉サービス事業所、地域の支援者などが連携して、地域移行を進めるネットワークを構築します。

iv) 障害者支援センター（地域生活支援拠点）の機能の充実

- ・地域移行や地域で生活する中での相談や緊急時の受け入れなどにより、障がいのある人が地域で安心して生活できるよう支援します。また、見守り支援員を配置し、障がいのある人の見守り支援体制の構築を進め、災害時の障がい者支援にも活かしていきます。
- ・市自立支援協議会において、障害者支援センター（地域生活支援拠点）の運営状況の検証および検討を行います。

④精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

i) 精神障がい者の地域包括ケアシステムの構築

- ・「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などの保健・医療・福祉関係者による協議の場や、障害者地域生活支援センターを対象にした地域アセスメント等を活用し、精神障がいのある人や家族等のニーズを把握したうえで、課題の整理を行います。また、課題の解決に向けた取り組みについて、その進捗状況の評価を実施します。

- ・精神障がいのある人を支援する事業所や病院など地域移行関係職員への研修の実施や相談支援事業所と連携し、保健・医療・福祉の相互理解の促進や協働体制の構築を進めます。
- ・地域住民等を対象に、精神障がいや精神障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし安心して暮らせる環境を整えるための普及啓発や地域生活における関わり方等の研修を行い、精神障がいのある人が地域移行しやすい環境をつくっていきます。

ii) こころの健康づくり・依存症対策

- ・精神保健福祉センターでは、うつ病等の精神疾患の正しい知識の普及啓発などに取り組みます。
- ・依存症については、各保健センター、精神保健福祉センター、ひょうご・こうべ依存症対策センターにおいて、専門的な相談を受け付け、依存症患者および家族を包括的に支援します。

⑤災害時の対応・感染症対策

i) 防災・災害時の対応

- ・各区の自立支援協議会において、地域への障がい理解のための啓発活動や、声かけ運動、防災訓練への参加など要援護者支援の取り組みを進めるとともに、災害時の対応方法について啓発します。また、防災訓練では、災害時の障がい者支援を担う障害者支援センター（地域生活支援拠点）とも連携して実施します。
- ・災害時における要援護者への対応として、「神戸市における災害時の要援護者への支援に関する条例」（平成25年4月施行）に基づき、福祉避難所等における支援の充実に取り組みます。また、災害時に円滑な開設・運営ができるよう、マニュアルの整備や訓練を行います。
- ・医療的ケアを要する在宅の人工呼吸器装着患者や重度の心身障がいのある人は、医療の提供や電源が確保された場所に避難する必要が高いなど特に配慮を要することから、事前に災害時の対応をまとめた個別計画を早期に策定します。
- ・緊急時には、ひょうご防災ネットなど携帯電話のメールやアプリによる災害情報などの提供を行うとともに、情報アクセスの困難な障がいのある人へ緊急情報が確実に届くように配慮します。また、自宅内での緊急時に速やかな救護を受けるため、緊急通報システム事業（ケアライン119）および聴覚・言語機能障がいのある人などが携帯電話やスマートフォンの文字入力を利用して通報ができるNET119番通報システム事業を引き続き実施します。

ii) 感染症対策

- ・障がい福祉サービス事業所などに対して感染症対策マニュアルの周知を図るとともに、物資の備蓄など事前の対策を促します。
- ・感染症患者が発生した場合には、障がい福祉サービス事業所などに対して、衛生用品など必要な物資を優先的に供給して、感染拡大防止に努めます。
- ・障がいのある人が感染した場合は、医療機関などと連携し、適切な医療やケアが受けられるよう支援します。
- ・介護者が感染症に感染した場合は、障がい福祉サービス事業所などと連携し、障がいのある人の受け入れなど支援体制を整備します。

(3) 障がいのある子どもへの対応

現状・課題

(相談・支援体制)

- ・ヒアリングでは、様々な支援先があるが、どこに相談したらよいのかわからない、支援する側にもどこに支援をつないだらよいかわかりにくいといった声が多く、支援機関の機能の明確化とその周知が課題となっています。
- ・また、乳幼児健診等で発達の遅れなどを早期発見し支援につなげることが重要だが、健診結果や健診後どのサービスにつながったのか、成長に伴いどのような変化があったのか、日常的な居場所での様子はどうかなど、幼稚園・保育所・学校・障がい児福祉サービス事業所含め関係機関で子どもの情報が十分に共有できていない場合がある、という声もありました。個人情報に配慮しながら子どもに適した支援につなぐため情報の共有が課題となっています。

(重度障がい・医療的ケア)

- ・ヒアリングから、重度の障がいのある子どもや医療的ケアの必要な障がいのある子どもが、看護師の確保などが整わず、保育や就学前教育を受けられない場合があるとのことでした。就学前の集団生活を学ぶ機会の確保が課題となっています。
- ・放課後の居場所として放課後等デイサービスのニーズは高いですが、ヒアリングでは、重度の障がいのある子どもや医療的ケアの必要な子どもへの対応ができる放課後等デイサービス事業所が少ない実態がうかがえました。

(思春期世代)

- ・子どもの成長に応じた支援については、思春期における支援が十分でないとの意見があり、本人に適した就労・進学、社会生活を意識した支援を実施していくことが課題となっています。

施策の方向性

①相談支援体制の充実

- ・区役所、療育センター、こども家庭センターそれぞれの役割を明確化し、これらの関係機関や障害児相談支援事業所を含めた障がい児福祉サービス事業所等への相談や支援の流れを市民や支援者にわかりやすく広報します。
- ・関係機関でネットワークを構築し、障がいのある子どもや発達が気になる子どもおよびその保護者に寄り添いながら、子どもの特性やライフステージに応じた切れ目ない支援を行える体制を構築します。

②就学前の支援体制の充実

- ・幼稚園に、こうべ学びの支援センターや通級指導教室から担当教員や専門家等を派遣し、相談を受けるほか、巡回指導を行うなど支援の充実を図ります。
- ・保育所などにおいて、障がいのある子どもが教育・保育を受けられる「すこやか保育（障がい児保育）」を引き続き実施します。また、巡回指導研修等の機会を拡充し、援助技術の向上を図ります。
- ・総合児童センターにおいて、療育指導事業（発達クリニック）を引き続き実施します。また、拠点児童館においても発達の気になる親子のための講座などの充実を図ります。

- ・児童発達支援事業所や保育所等訪問支援事業所などにおいて、幼稚園、保育所、認定こども園などと連携し、障がいのある一人ひとりの子どもに応じた支援をします。

③就学後の支援体制の充実

i) インクルーシブ教育システムの構築

- ・障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒との交流を進めることにより、相互理解を促進し、豊かな人間性や共生社会への理解を育めるよう支援します。

ii) 通級指導体制の充実

- ・通級指導のニーズ増加に対応するため、小中学校の自校通級指導教室の設置などを進めていくほか、市立高等学校在籍生徒の通級指導体制の拡充を図ります。
- ・こうべ学びの支援センターと通級指導教室の連携や役割分担により、身近な地域での専門相談対応を可能にし、通級指導や在籍校への巡回相談などのきめ細かな支援を行います。

iii) 放課後の支援

- ・放課後等児童健全育成事業（学童保育）について、引き続き、保育所や幼稚園、小学校等と連携するとともに、必要な施設改修や支援員の配置、巡回指導・研修等の支援を行います。
- ・放課後等デイサービス事業所については、障がいのある子どもへの支援の質を高めるため研修等の強化を図ります。また障がいのある子どもの支援に必要な情報の共有や適切なサービス提供ができるよう、学校や障害児相談支援事業所等との連携を進めます。

④重度の障がい・医療的ケアの必要な子どもへの対応

- ・医療的ケアにかかる看護師配置については、公立保育所への配置や私立保育所等への配置に係る補助制度、私立幼稚園に対する訪問看護ステーションの利用にかかる経費の補助を行い、地域の偏りをなくします。また、放課後児童健全育成事業（学童保育）においても、医療的ケアの必要な児童等を支援します。
- ・市立幼稚園および小中学校に在籍する医療的ケアが必要な児童生徒については、看護師を派遣して医療的ケアの支援を行います。同様に、医療的ケアの必要な生徒が市立高等学校に進学した場合での対応を図ります。
- ・医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できない特別支援学校に在籍する児童生徒については、保護者の負担軽減および本人の自立促進のため、看護師添乗による通学支援を推進します。
- ・放課後等デイサービス事業所において、重度障がいや医療的ケアの必要な児童・生徒を受け入れることができる事業所の確保に取り組みます。

⑤家族に対する支援

i)ペアレントトレーニング

- ・発達障がいのある（または疑いのある）子どもの保護者に対して、ペアレントトレーニングを引き続き実施し、子育ての負担の軽減を図ります。

- ・自らも発達障がいのある子育てを経験した親をペアレントメンターとして養成し、発達障がいのある子どもをもつ親に対して、情報提供など共感的なサポートを実施します。

ii) レスパイトケア

- ・介護者の病気、出産、冠婚葬祭、旅行などの事情で在宅介護が困難になった場合も含め、ショートステイの機能を充実させ、レスパイトケアを推進します。また、重度の障がいのある子どもも含む受け入れができるよう取り組みます。

⑥関係機関の連携と切れ目のない支援

i) 連携による支援

- ・「神戸市療育ネットワーク会議」や「こうべ学びの支援連絡調整会議」などを通じて、障がい児支援に関する課題を全市的に共有し、学校現場とこども家庭センター、療育センター、障害福祉サービス事業所等など関係機関が連携することで、療育体制の確立、情報の共有化を進めます。

ii) 切れ目のない支援

- ・障がいや発達の問題になる子ども一人ひとりの特性に応じた幼児教育、保育、療育を実現するため、「神戸っ子すこやかプラン 2024」や「神戸市教育振興基本計画」も踏まえつつ、子どもの成長に合わせた切れ目のない一貫した支援を実現します。

iii) 思春期世代から大人に至るまでの支援

- ・「神戸市発達障害児（者）支援地域協議会」において、発達障害者支援センターを中心に医療、福祉、障がい児福祉サービス事業所等の関係機関のネットワークを構築し、思春期世代から大人に至るまでに支援が切れてしまわないよう連携して支援します。

(4) 就労に向けた支援

現状・課題

(一般就労)

- ・障がいのある人の就労のために必要な条件として、「職場に障がいの理解やサポートがあること」が最も多く、次いで「職場に障がい者に配慮した設備などが整っていること」が多くなっていることから、障がいのある人の特性や必要な配慮について雇用先企業へ周知・啓発することが課題となっています。
- ・ヒアリングから、一般就労の課題として、障がい特性に合わせた就労先・勤務形態を見つけるのに苦労することが挙げられています。特に、難病の場合や月に数日しか働けない人などの就労受け入れが難しいという意見がありました。障がいのある人本人の特性や希望を踏まえた、働く場の確保や就労移行支援事業所などによる適切なマッチングが課題となっています。
- ・ヒアリングから、職場定着の課題として、職場で悩みを相談できる人がおらず、仕事が続かない、福祉的就労に継続して通うのが困難であることが挙げられています。職場の環境変化等に応じた継続的な職場定着支援や、雇用先企業と障がいのある人の間をとりもつ第三者（相談、調整役）の配置が課題となっています。

(福祉的就労)

- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所、就労移行支援事業所、地域活動支援センターなどを利用する人は、前計画策定時と同様に一定数います。
- ・実態調査から、就労継続支援B型事業所の工賃収入をみると、平均額が10,690円となっており、全国での平成30年度平均工賃16,120円と比較するとやや低い傾向にあります。今後も工賃を引き上げる工夫をすることが必要となっています。

(就労形態)

- ・実態調査から、今後の就労希望について前回調査と比較すると、「在宅勤務や内職をしたい」の割合が増加しています。また、日中の過ごし方として、身体障がい者（64歳以下）や精神障がい者では「自宅で手作業やパソコン・インターネットなど（ICT）を使って仕事をしたい（在宅勤務）」との希望が一定あります。

施策の方向性

①一般就労に向けた支援・定着支援

i) 就労移行支援の推進

- ・全市的な就労支援拠点としてのしごとサポート中部や地域に密着した就労支援の拠点としてのしごとサポート東部・北部・西部において、障がいのある人や雇用事業主への支援を実施します。
- ・しごとサポートにおいては、地域の福祉・医療機関やハローワーク、特別支援学校などとネットワークを構築し連携を図りながら、就労相談や職場開拓、職場定着支援など生活面にも配慮して支援します。
- ・就労移行支援事業所を紹介するパンフレットの作成・配布のほか、就労移行支援事業所オープン見学会を開催することにより、就労移行支援事業所の利用促進を図ります。

ii) 就労機会の拡大

(7) 特例子会社の設立促進

- ・市内に特例子会社を新たに設立する事業主等に対する「神戸市特例子会社設立促進事業補助金」によって、安定的な雇用の場の拡大に引き続き取り組むとともに、兵庫労働局やハローワーク、兵庫県の特例子会社設立ワンストップ支援窓口などと連携します。

(4) 身近な場所での職場や実習場所の確保

- ・障がいのある人の雇用事例を紹介するセミナーや訓練・就労現場見学会を通じて、雇用ノウハウを提供するとともに、ハローワークなどとの共催による合同就職面接会を実施します。
- ・各しごとサポートに配置しているしごと開拓員が、各種雇用支援制度や支援機関の紹介、障がい特性の説明や雇用管理上のアドバイスを企業に対して行うなど、積極的な雇用啓発・職場開拓を行います。
- ・事業所との連携のもと、回復途上にある精神障がいのある人が、一定期間訓練を行う精神障害者社会適応訓練などを推進します。

(ウ) 障がい特性に対応した就労支援

- ・精神障がいのある人および発達障がいのある人に対応するため、企業における障がい特性の理解、啓発やしごとサポートでの精神・発達障害者就労支援員の配置など、就労支援の強化に取り組みます。
- ・各しごとサポートにおいて、障がい者手帳の有無にかかわらず相談に応じるほか、難病相談支援センターにおいて、ハローワークと連携し、難病のある人の就労支援を実施します。
- ・各しごとサポートでのマッチングや超短時間雇用創出コーディネーターなどを活用し、長時間の就労が困難な障がいのある人に対して、週 20 時間未満の超短時間雇用を引き続き推進します。

iii) 就労定着支援および離職者への支援

- ・就労移行支援事業者、就労定着支援事業者、しごとサポート、ハローワーク等が連携して、障がいのある人、家族、企業等に助言するなど、就労後の支援をきめ細かく行います。また、離職した障がいのある人が再度就職できるように連携して支援します。
- ・障がいのある人を雇用した企業に対し、研修等を通じて障がいについての理解促進を図ります。

②福祉的就労の促進

i) 就労機会の拡大

(7) 企業などとの連携による福祉的就労の場の確保

- ・企業内における障がいのある人の生産活動を促進することにより、福祉的就労の場の確保・拡大を図ります。

(4) 農業分野での福祉的就労や商品力向上の取り組みへの支援

- ・高齢化等による担い手の減少等が課題となる中で、農作物の栽培・加工・販売、農作業ができなくなった近隣農家の支援を通じた就労拡大など、障がい特性や地域特性に対応した多様な働き方の一つとして農福連携に取り組めます。

- ・ 専門家等と連携して商品開発に取り組む障がい福祉サービス事業所を支援することで、商品力の向上を図り、売上増加、工賃の向上を図ります。

ii) 市や企業からの受注の拡大

- ・ 「障害者優先調達推進法」(平成 25 年 4 月施行)により作成した「障害者優先調達推進方針」に基づき、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を推進します。
- ・ 企業などに対して、障がい福祉サービス事業所などへの商品・業務発注を働きかけ、販路の開拓を支援することで、工賃の向上を図ります。

iii) 生産活動への支援

- ・ 「神戸ふれあい工房」において、外商販売や新たな販路開拓を進め、売上拡大を図ります。
- ・ 自立支援協議会など関係機関とも連携しながら、役務発注企業の情報を障がい福祉サービス事業所などに提供するなど、企業とのマッチングを進めます。
- ・ 事業所が作成する商品や活動内容等を紹介するウェブサイトを設け、事業所の商品やイベント情報等をタイムリーに発信し、販路拡大や売上増加につなげます。
- ・ しごとサポートに配置したしごと開拓員による企業への営業活動に積極的に取り組みます。

③多様な働く機会の確保

- ・ 障がいのある人が、短時間労働や在宅就労、自営業など多様な働き方を選択できる就労機会の拡大を図ります。特に、事業所の協力のもと ICT を活用した在宅就労を行えるよう支援します。

④就労移行支援事業所などの支援技術の連携・向上

- ・ 障がいのある人の就労において、就労支援関係者が集まる地域ネットワーク会議を開催し、情報の共有化などネットワーク構成員の連携を図り、きめ細やかな支援を行います。
- ・ 就労移行支援事業所や就労継続支援事業所をはじめとする障がい福祉サービス事業所などの支援者を対象としたスキルアップ研修会を開催します。

(5) 社会参加への機会促進

現状・課題

(居場所)

- ・実態調査から、今後参加したい活動として、「自分たちと同じ障がいのある人の話し相手・相談相手、支援活動」の希望があり、「障がい者同士のサークル、啓発イベント等を通じた交流の場がほしい」などの意見も多数寄せられていることから、当事者同士の交流・情報交換の場の確保（創出）が課題となっています。
- ・ヒアリングからも、障がいのある人同士が気兼ねなく余暇を楽しめる機会や情報交換する機会が求められています。特に、子どもには放課後等デイサービスがある一方で、作業所に通う人は作業終了後に余暇を過ごす居場所がないことが課題となっています。

(情報保障)

- ・実態調査から、障がい福祉サービスの情報源をみると、「市の広報紙・パンフレットなど」が最も高く、次いで「各区役所」「医療機関、主治医」となっています。また、「家族や親戚」「友人・知人、仲間」など、身近な人からの情報提供の割合も高くなっています。
- ・実態調査では、パソコン、携帯電話・スマートフォンの使用における介助・支援の必要性が全体で3割台にとどまり、ICT機器による情報アクセスが困難である人も一定数みられます。「高齢者、障がい者は情報を本人で得ることは困難であるため、わかりやすくしてほしい」「必要なサービス等の情報についてはがき・電話等で知らせてほしい、もっと情報発信してほしい」という意見も寄せられています。障がい特性や高齢などで情報アクセスが困難な人もおり、障がい種別、年齢、居住形態などの対象者に合わせて効果的に発信することが必要となっています。
- ・ヒアリングから、情報アクセス・コミュニケーションについて、「神戸市みんなの手話言語条例」が施行されているが、手話が市民にとって身近になったとは言いがたいという意見があり、手話、要約筆記をより活用していくことが必要となっています。

(バリアフリー等)

- ・実態調査から、外出時の課題については、「介助者がいないと外出できない」「バスや鉄道などの便が少ない」「休憩できる場所が少ない」などが挙がっており、また、「道路や歩道の凸凹、段差、草木などにより歩きづらい、段差などの目印がほしい」などバリアフリーへの対応が課題となっています。

施策の方向性

①スポーツ・文化芸術活動などの促進

i) 障がい者スポーツ・パラスポーツ

- ・障がいのある人が日頃から障がい者スポーツに親しめる場を引き続き確保し、障がい者スポーツ大会への参加につなげます。
- ・地域団体やスポーツ関係者と連携を図り、地域の方々が地域のスポーツ施設や学校などを利用して、身近に障がい者スポーツ・パラスポーツに参加できる機会を増やすことにより、健康づくりや障がいへの理解を促進します。

ii) 文化芸術活動

- ・「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（平成30年6月施行）により策定した「神戸市文化芸術推進ビジョン」に基づき、文化芸術活動を通じた障がいのある人の個性と能力の発揮および社会参加を促進します。
- ・障がいのある人の暮らしを豊かにするため、音楽コンサートや美術作品の展示会など障がいのある人が参加する様々な文化活動についての情報を収集・発信していくことで、障がいのある人の文化活動への関心を高め、文化活動の振興を図ります。

②地域での交流促進・居場所づくり

- ・地域活動支援センターでは、創作活動や生産活動の機会の提供および地域との交流を促進します。また、障がいのある人同士が余暇を楽しめる機会や情報交換する機会を充実します。
- ・街頭やイベントなどでの「ふれあい商品」の販売、特別支援学校での行事開催などを通じて、障がいのある人とない人の相互理解を促進します。

③情報アクセス・コミュニケーションの保障

i) 相談窓口の連携・アクセス向上

- ・障がいのある人が、身近な場所で福祉サービスにアクセス（到達）しやすくするため、各相談窓口、関係機関・関係者間の連携を進めます。

ii) ICTの活用による情報提供や各種手続きの推進

- ・情報提供にあたっては、インターネットや電子メールなどICTの活用を図るため、日常生活用具費支給事業による情報・通信支援用具（パソコン周辺機器・ソフトウェア）を支給します。
- ・移動が困難な障がいのある人の情報アクセスが容易になるよう、各種手続きの電子申請の推進やICTの活用を進めます。

iii) 障がい特性に配慮した情報発信の強化およびコミュニケーション支援

- ・点字化や音声コードの添付など障がい特性に合った方法により、障がいのある人に配慮した情報提供を行うとともに、その情報発信の手段について、市民の理解の促進と普及を進めます。
- ・障がいのある人とない人の交流を促進するため、手話通訳者や要約筆記者、ICTの活用などを通じて、コミュニケーション手段の確保を図ります。また、手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向けの通訳・介助員の養成に取り組みます。

iv) 市立点字図書館・市立図書館における読書環境整備の推進

- ・「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（読書バリアフリー法）」（令和元年6月施行）に基づき、視覚障がいのある人等の読書環境の整備を推進します。
- ・市立点字図書館において、点字図書や点字資料、デイジー図書の閲覧や貸し出し、読み書き・対面朗読サービス、広報紙KOBE点字版・デイジー版の発行、公文書の点字化などのサービスを行います。また、地域における啓発・福祉体験活動の実施とともに、視覚障がい者用機器の相談や講習会を充実します。

- ・市立図書館では、館内に拡大読書器やデイジー図書再生機を設置するとともに、障がいのある人が利用しやすい書籍（大活字本やLLブック等）、文字の拡大機能や読み上げ機能のある電子書籍を充実します。また、身体に障がいがあり来館が困難な人に郵送貸出サービスを行います。

④外出のための支援

i) 外出・移動への支援

- ・利用者のニーズを把握しながら、ガイドヘルプ（移動支援）・同行援護・行動援護など、社会参加の推進を図る外出・移動を支援する事業を実施します。

ii) 補助犬の啓発

- ・身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬、聴導犬）が、公共施設や公共交通機関だけでなく、ホテルやレストラン等においても原則受け入れが義務付けられていることを市民に正しく理解してもらうため、啓発活動に取り組みます。

iii) 福祉乗車制度・タクシー利用助成・自動車燃料費助成の実施

- ・障がいのある人の社会参加の促進のため、福祉乗車制度、重度心身障害者タクシー利用助成、自動車燃料費助成を長期的に維持できるよう努めます。
- ・その他、障がいのある人の社会参加を促進につながる移動支援施策を検討します。

iv) 精神障がい者割引

- ・各公共交通機関が実施している運賃の割引制度について、精神障がいのある人についても対象に含まれるよう働きかけをします。

⑤ユニバーサルデザインのまちづくり

i) ユニバーサルデザインの普及・啓発

- ・誰もが安心して快適に暮らすことのできるユニバーサル社会の実現のため、ユニバーサルデザインの考え方を市民に広く啓発し、一人ひとりを大切にする意識づくりを進めます。

ii) バリアフリー化の推進

- ・「神戸市バリアフリー基本構想」に基づき、建築物、道路、公園などのバリアフリー化を進め、誰もが暮らしやすいまちづくりに取り組みます。また、市民に対してユニバーサルデザイン推進のための講座や啓発事業を実施するなど「心のバリアフリー」を引き続き推進します。
- ・令和3年度に、ハード対策も加え「心のバリアフリー」の観点からソフト対策も強化した、新しい「神戸市バリアフリー基本構想」を策定します。

iii) 「神戸市みんなの手話言語条例」による手話の普及

- ・出前講座や、大人だけでなく子ども向けの手話講座も開催し、聴覚障がいへの理解や手話を身近に感じてもらえる機会を増やします。
- ・手軽に手話に触れる機会をつくるために、市ホームページにて手話動画の公開を行います。

(6) 権利擁護・差別の解消

現状・課題

- ・実態調査では、差別や偏見を受けた経験がある人が全体で約4分の1、特に知的障がい・発達障がいのある人については高くなっています。差別や偏見を受けた場所としては、学校や職場・アルバイト先が多くなっています。
- ・一方で、障害者差別解消法を知っている障がいのある人や差別を受けた際の相談窓口を知っている障がいのある人は少数にとどまっています。
- ・ヘルプマーク・ヘルプカードを知っている人は全体の約3分の1程度にとどまっています。
- ・学校や職場などにおいて、障がいについて理解を促すことや、障がいのある人に障がいのある人の権利や相談先があることについて周知を促すことが必要となっています。
- ・国の障害者基本計画のとおり、障がいのある人が必要なサービスを受けられるように支援することや、財産管理や消費活動などにおいて不利にならないようにすることが課題となっています。

施策の方向性

①啓発

i) 各種啓発事業の実施

- ・障害者週間やふれあいのまち KOBE・愛の輪運動、各区の自立支援協議会が開催する講演会やイベント等を通じて、障がいや障がいのある人についてより理解を深められるよう啓発を行います。
- ・子どもに対して、学校教育の場を中心に福祉教育や特別支援学級・特別支援学校との交流、トライやる・ウィークやワークキャンプなど、障がいのある人とない人の交流機会の拡大や福祉活動の体験学習をする機会を確保します。
- ・市職員に対して職員研修などを実施し、障がいについての理解を深めます。
- ・産業界などと連携することで、障がいへの理解を促進し、障がいのある人の就労につなげます。
- ・発達障がいや難病、高次脳機能障がいなどの障がいのある人の日常生活や生きづらさを正しく理解するための啓発などを行います。
- ・その他、あらゆる機会を活用し、市民の幅広い障がい者への理解を得られるよう啓発を行います。

ii) ヘルプマーク・ヘルプカードなど障がいのある人に関するマークの普及啓発

- ・引き続き、ヘルプマーク・ヘルプカードの周知や配布場所の拡大に取り組みます。
- ・その他、障がいのある人に関するマークの普及啓発を行い、障がいについての理解を促します。

②障がいのある人への差別解消

- ・「障害者差別解消法」に基づき、障がいの有無によって分け隔てられることない共生社会の実現に向け、障がいのある人に対する差別の解消を目指します。
- ・「障害を理由とする差別に関する相談窓口」において、必要に応じて相手方への状況確認や法の説明を行い、可能な代替案の提供がないかなど建設的な対話の実現に努めるほか、他により適切な専門機関がある場合はつなぐなど、はしわたしの役割を果たします。

- ・市職員は、障害者差別解消法に基づき策定した「障害を理由とする差別の解消に関する神戸市職員対応要領」を遵守し、より適切な市民対応を促進します。
- ・障がい者差別の解消に向けた取り組みを進めるため、「障害者差別解消支援地域協議会」において地域の関係機関ネットワークを構築し、相談事例の共有や情報交換等を行います。
- ・引き続き、国の法見直しに係る動きを注視しながら、差別解消に向けた施策を検討します。

③障がいのある人への虐待防止

- ・養護者等や施設従事者、利用者からの虐待があった場合は、「障害者虐待防止センター」の相談窓口で受け付け、必要に応じて緊急的な一時保護のための施設を確保するなどの対応をするとともに、区役所や障害者地域生活支援センター等において障がいのある人や養護者に対する支援を継続的にを行います。
- ・施設従事者や利用者からの虐待について、未然防止や適切な指導を行います。支援者に対する適切な支援方法の研修や、障がい者虐待についての研修実施の義務付けなどにより、虐待防止体制を構築します。
- ・「障害者虐待防止センター」の周知を図り、障がい者虐待を発見した人による速やかな通報を促します。また、障害者虐待防止法に通報義務の定められていない医療機関に対しても、通報制度などを積極的に周知するとともに、虐待の未然防止と適切な指導を行います。

④成年後見制度等の利用促進

※「成年後見利用の促進に関する法律」（平成28年5月施行）に基づく、市町村計画に位置づけます。

i) 成年後見制度の周知・利用促進

- ・各区の「成年後見制度の利用手続き相談室」において市民からの相談に応じるほか、出前トーク等の説明会を実施し、成年後見制度の周知を図ります。また、成年後見セミナーを開催し、周知と併せて、後見活動を行う市民の資質向上を図ります。
- ・障害者地域生活支援センターが成年後見支援センターなどと協力し、成年後見制度の利用が必要な方の早期発見・相談を行い、本人の権利擁護につなげます。
- ・成年後見支援センターにおいて、市民後見人の養成研修等を実施し、後見人担い手の養成および活動を支援します。また、弁護士や司法書士などの専門職による相談を実施し、書類作成の業務補助を受けることができる環境を整備します。さらに、専門職団体や関係機関からの協力を得ることのできる地域連携ネットワークの構築を目指します。

ii) 福祉サービス利用援助の活用促進

- ・こうべ安心サポートセンターにおいて、判断能力が不十分などの理由で日常生活を営む上で支障のある障がいのある人に、日常的な金銭管理サービスなどを行う福祉サービス利用援助事業を実施します。
- ・サービス利用者の判断能力の低下に伴い、成年後見人の選任などが必要となった場合には、成年後見支援センターと連携し、成年後見制度への移行が円滑に行われるよう支援します。

⑤選挙における障がいのある人への配慮

- ・点字、音声等、多様な手段を用いて選挙に関する情報を提供します。
- ・移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置等、投票所における投票環境の向上に努めます。
- ・投票事務従事者に対して、事前の研修を実施し、障がいのある人が投票所に来た際にそれぞれの障がい特性に応じたきめ細やかな対応ができるよう取り組みます。
- ・障がいのある人が自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、代理投票の実施等の取り組みを促進します。指定病院等における不在者投票、郵便等による不在者投票の実施の促進により、選挙の公正を確保しつつ、投票所での投票が困難な障がいのある人の投票機会を確保します。

⑥消費者としての障がいのある人への配慮

- ・「神戸市消費生活あんしんプラン 2025」に基づき、障がいのある人に消費生活センターや消費者ホットラインを周知するとともに、商品やサービスに関する契約トラブルにあった場合でも、障がい特性に配慮した消費生活相談を実施し、解決に向けた助言などを行います。

(7) 人材の確保・育成、資源の確保

現状・課題

- ・ヒアリングにおいて、障がいのある人にもっと寄り添った相談支援を求める声がありました。また、市職員の障がい福祉制度に関する知識が不十分な場合があるとの指摘がありました。
- ・国は地域共生社会の実現を目指しており、複雑化・多様化した課題を抱える人を身近な地域で見守り、また支え合うため、様々な関係者・関係機関を巻き込んだ地域づくりが課題となっています。
- ・ヒアリングにおいて、障がいのある本人が高齢化した場合や障がいのある人の家族に高齢者がいた場合に、そうした事情を考慮したケアプランを作成できる介護保険のケアマネジャーがいないという声がありました。
- ・福祉の人材に限られる中、福祉分野で人材を奪い合うのではなく、人材を有効活用し、介護保険や障がい福祉両方に対応できる人材を育成するとともに、両者に対応できるサービスを増やしていくことが課題となっています。

施策の方向性

①介護人材の確保

- ・事業所が新たに正規職員を採用した場合に、事業所に対して住宅手当支給額の補助を行うことなど、介護職員の処遇改善を図ります。
- ・介護職員の負担軽減や業務改善につながる ICT やロボットの活用を推進します。
- ・介護職の魅力をアピールするとともに、合同就職説明会へ介護事業者の参画を呼びかけるなど、介護人材の確保に取り組みます。

②職員研修の充実

i) 障がい福祉サービス事業所の職員への研修

- ・職員の資質向上を図るため、市民福祉大学や介護サービス協会において研修を実施します。年次に応じた初任者研修、中堅研修、施設長研修などだけでなく、年次に関わりなく必要なテーマについて広く研修を受講できるよう取り組みます。
- ・「障害施設職員スキルアップ研修」を拡充し、仕事への意欲向上や施設を超えた仲間づくりによる離職防止につなげます。また、研修に参加しやすい環境づくりに取り組みます。
- ・県が実施する福祉人材の確保・質の向上に向けた研修について、各サービス提供事業所に情報提供を行い、介護従事者の人材確保・育成に取り組みます。

ii) 市役所・区役所の職員の対応力の向上

- ・障がい福祉制度に関わる市役所・区役所職員の知識・能力の向上を図るため、支援に関するマニュアルの整備や各種研修への受講促進、障害者地域生活支援センターとの個別のケース検討や情報共有などにより、対応力の向上を図ります。

③地域での担い手の育成

i) 身近な支援の担い手の発掘

- ・障がいサポーター養成講座などの啓発活動を通じて、専門的な知識がなくても、日常生活のなかで障がいのある人を支える身近な支援の担い手を発掘します。
- ・ボランティアセンターにおいて、ボランティアをしたい人とボランティアを必要とする人のコーディネートを行うほか、講座を実施するなど、ボランティアの養成を図ります。

ii) 地域福祉のプラットフォームの構築

- ・複雑化・多様化する問題に対応するため、各区に設置した障がい福祉関係者（障害者地域生活支援センター・障害福祉サービス事業者・身体障害者相談員・知的障害者相談員など）により構成される自立支援協議会と、地域の民生委員・児童委員、自治会、婦人会、ふれあいのまちづくり協議会、地域福祉ネットワークカーなどの地域の社会資源が連携し、地域の障がいのある人の生活を支援します。

④介護保険と障がい福祉サービスの知識を併せ持つ人材の育成

- ・限られた福祉人材を有効に活用するため、介護保険の知識と障がい者施策の知識の両方を持つ人材を育成します。また、高齢の親と障がいのある子どもを一体的に支援するため、ケアマネジャーや介護保険事業者に対して、障がいのある人に関する知識を深める研修を実施します。
- ・介護保険事業所および障がい福祉サービス事業所に対して、介護保険および障がい福祉サービスに関し相互に情報提供を行うことで、複雑化・多様化する課題への対応力の向上を図ります。

(8) 包括的支援体制の構築

「(1) 生活支援サービスの充実」から「(7) 人材の確保・育成、資源の確保」までの横断的な課題として、相談支援や支援体制の包括化、情報共有が挙げられます。本項目において、これらの横断的な課題を取り上げ、各施策をより効率的・効果的に実施していくための体制を示します。

現状・課題

【相談支援体制】

(関連：(1) 生活支援サービスの充実、(2) 地域移行・地域生活のための支援、(3) 障がいのある子どもへの対応)

- ・障がいのある人の身近な相談機関である障害者地域生活支援センターを知らない人が多いという意見があり、周知が課題となっています。
- ・自立支援協議会において、障害者地域生活支援センターや障害者支援センター（地域生活支援拠点）などの役割がわかりにくいという意見があり、わかりやすい体制づくりを進めていくことが必要です。
- ・相談支援事業では、利用者個々の障がい特性やニーズを受けとめた計画作成が求められますが、限られた障がい福祉サービス等の社会資源から、利用可能な事業所を見つけることに多くの時間が必要となるため、関係機関の連携や情報共有を進めていく必要があります。
- ・障がいのある人のニーズの複雑化・多様化に伴い、区役所の対応力の向上やノウハウの共有化が求められています。また、相談窓口が身体・知的障がいと精神障がいで分かれており、複数の障がいがあるような総合的な相談がしにくいという声もありました。

【支援体制の包括化】

(関連：(2) 地域移行・地域生活のための支援、(7) 人材の確保・育成、資源の確保)

- ・障がいのある人と高齢の親が生活している世帯、障がいのある子どもと介護が必要な高齢者を抱える世帯など、複合した課題を持つ世帯に対して、障がい福祉サービス・介護保険サービスなどの個別の福祉サービスや支援だけではなく、家族全体のケアを考える視点が必要であるという意見がありました。
- ・多様で複雑な課題を解決するには、福祉に限らず、地域全体で様々なサービスや資源を補い合える体制づくりが必要です。
- ・国において、障がいを含む多様な課題を抱える「ひきこもり」に対する政策が進められており、本市においても、関係機関などと連携し、相談支援などを包括的に実施していく必要があります。

【情報共有】

(関連：(3) 障がいのある子どもへの対応)

- ・障がいのある子どもへの対応において、幼稚園・保育所・学校や放課後等デイサービス事業所等の関係機関で子どもの情報が十分に共有できていない場合があるとの指摘があり、障がいのある子どもの成長に応じた支援につなぐフォローができるよう、情報の共有が課題となっています。

①相談支援体制の強化・見直し

- ・相談支援事業所等の人材確保支援事業などにより、新規立ち上げや体制強化を支援します。また、ひとつの事業所に相談支援員を複数人配置する体制を推進します。
- ・障害者支援センター（地域生活支援拠点）、障害者地域生活支援センター、障害者地域生活支援センター（小規模）の機能重複を解消し、より効果的でわかりやすい相談支援体制を構築します。
- ・障がいのある人の抱える複雑化・多様化した課題については、相談支援の核である区役所や障害者地域生活支援センターが障がいのある人やその家族の相談を受け止め、適切な支援機関につなげるため、ケース会議の開催などを通じて職員のスキルアップを図ります。
- ・区役所職員に対して、研修の充実や研修への参加の促進、ノウハウの共有化を進めます。

②支援体制の包括化

- ・令和2年6月に、「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が公布されました。地域住民の複雑化・多様化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、区役所や障害者地域生活支援センターが高齢者、子ども等他の分野の相談機関等と密接な連携がとることができる包括的な支援体制を検討します。
- ・社会問題化している「ひきこもり」の問題は、現行の社会保障の各制度が対応できていない課題が顕在化した「制度の狭間」の問題です。「ひきこもり」は個人や家族の責任ではなく「社会的孤立」という社会的な課題として捉え、市民や事業者との協働のもと、さまざまな社会資源を活用することにより、早期支援・長期化防止に取り組みます。
- ・障害者支援センター（地域生活支援拠点）における見守り支援事業などにおいて、これまで障がい福祉サービス等につながっていなかった方の情報を把握し、それぞれ必要な支援機関につなぐことができる体制構築を目指します。

③情報共有・ICT化の推進

- ・行政機関・相談窓口・障がい福祉サービス事業者・医療機関・介護保険事業者などとのネットワークを構築するとともに、感染症等への対応など新たな課題に対応していくため、情報の共有・活用を進めます。
- ・関係機関の拡大や調整、会議、研修などが増えていく中で、障がい福祉に係る情報や対応事例、活用可能な社会資源のデータ、e-ラーニングなどの研修手法、WEB 会議などのツールを活用することで、迅速な情報共有・把握や移動時間等の削減など、効率や効果を高めていく取り組みを進めます。
- ・その他、個人情報の保護やセキュリティに十分配慮しつつ、対面が必要な支援は何かを見極めながら、ICT活用について検討を行います。

第3部 第6期神戸市障がい福祉計画・第2期神戸市障がい児福祉計画

※第6期神戸市障がい福祉計画は、「第6期」と表記する。
※第2期神戸市障がい児福祉計画は、「第2期」と表記する。
※第5期神戸市障がい福祉計画（計画期間：平成30年～令和2年度）は、「第5期」と表記する。
※第1期神戸市障がい児福祉計画（計画期間：平成30年～令和2年度）は、「第1期」と表記する。
※障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成十八年厚生労働省告示第三百九十五号）【最終改正令和二年厚生労働省告示第二百十三号】は、「国の基本指針（第6期）」または「国の基本指針（第2期）」と表記する。
※本計画において新たに設けられた成果目標、見込み量については、【新】と表記する。

第1章 成果目標について

(1) 福祉施設の入所者の地域生活の移行

①障害者支援施設から地域生活への移行者数

第5期では平成28年度末時点の施設入所者数1,361人の9%以上（123人以上）を地域移行できるように進めてきました。国の基本指針（第6期）では令和元年度末時点の入所者の6%以上を地域移行するように求めてられており、第6期においても、令和元年度末時点の施設入所者数1,316人の6%以上（79人以上）が令和5年度末までに地域生活へ移行することを目標とします。

②施設入所者の削減

国の基本指針（第6期）では、令和5年度末の施設入所者数を令和元年度末時点の1.6%以上削減することを求められていますが、障がいのある人の高齢化に伴い、障がいの程度も重度化するなどの状況に鑑み、第6期においても、第5期に引き続き施設入所者数の数値目標は設定しないこととします。

なお、重度障がい対応型も含めたグループホームの増設と市内の地域偏在の解消、地域移行のための地域資源の充実に努め、障がいのある人が地域で暮らせるように取り組みます。

また、入所者の居住環境の向上や地域における施設の役割の検討も引き続き進めます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
障害者支援施設から地域生活への移行者数	115人 (平成29～令和元年度合計)	79人以上
施設入所者数	1,316人 (令和2年3月時点)	数値目標なし

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

①退院後1年以内の地域における平均生活日数

国の基本指針（第6期）において、地域における精神保健医療福祉体制の整備状況を評価するために新たに追加された指標で、精神障がいのある人の精神病床からの退院後1年以内の地域における生活日数の平均を316日以上と示されています。

ただし、この指標は都道府県に対して設定するように示された項目であり、今後の実績数値に関しても国から都道府県に対してのみ示される予定のため、第6期では数値目標を設定しないこととします。

②入院後の退院率

国の基本指針（第6期）に則り、精神障がいのある人の早期退院に向けて、入院後3か月時点の退院率を69%以上、入院後6か月時点での退院率を86%以上、入院後1年時点での退院率を92%以上とすることを目標とします。なお、今後も国から各市町村ごとの実績データが示されない場合は、本市でデータ抽出が可能な医療保護入院患者の退院率で評価します。

③長期在院者数の減少

国の基本指針（第6期）に則り、長期入院者の地域移行を進めるため、65歳以上の1年以上長期入院患者数を897人に、65歳未満の1年以上長期入院患者数を573人にすることを目標とします。

※目標数値を算出するための推計ワークシートは国から都道府県のみを示されるため、市町村ごとの目標数値は計算できません。そのため、本市における目標数値の設定に当たっては、県が「第6期兵庫県障害福祉推進計画骨子案」において設定した令和5年度末の目標値を、県内病床数に対する市内病床数の割合で按分することで算出しています。なお、県の「第6期兵庫県障害福祉推進計画骨子案」における目標数値設定について、目標値の算出に当たって必要な国の第6期推計ワークシートの更新が未定のため、第5期推計ワークシートを基に目標値を算出しています。

		実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
退院後1年以内の地域における 平均生活日数（日）		—	数値目標なし
入院後の退院率 (%)	3ヶ月	68.8%*	69%以上
	6ヶ月	84.6%*	86%以上
	1年	90.9%*	92%以上
長期在院者数 (1年以上) (人)	65歳以上	958人	897人以下
	65歳未満	641人	573人以下

※医療保護入院患者の退院率

(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国の基本指針（第6期）では、令和5年度末までに、市内に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保することが求められています。

本市においては、令和元年度末時点において、すでに地域生活支援拠点を6か所設置していることから、令和5年度末までに全区（9か所）に設置することを目標とします。

また、国の基本指針（第6期）では、地域生活支援拠点等の機能の充実のため、年一回以上運用状況を検証および検討することが新たに求められており、本市もこれに則った目標とします。自立支援協議会等の意見を踏まえ、地域生活支援拠点としてのあり方、地域資源との連携などについても併せて検証および検討を行います。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
地域生活支援拠点等の整備	6か所 (灘区、兵庫区、北区、須磨区、垂水区、西区)	各区に整備（9か所）
運用状況の検証および検討【新】	—	年1回以上実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

①福祉施設から一般就労への移行者数

第5期では、福祉施設の利用者のうち就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて一般就労に移行する者について、平成28年度の一般就労への移行実績（296人）の1.5倍（444人）を目標に進めてきました。

国の基本指針（第6期）に則り、第6期では、令和5年度中に令和元年度の一般就労への移行実績（304人）の1.27倍以上とすることを目標とします。

また、国の基本指針（第6期）では、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業および就労継続支援B型事業について、それぞれの目標値もあわせて定めることが新たに求められており、本市もこれに則り、以下のように目標設定を行います。

【就労移行支援事業】

一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労への移行実績（191人）の1.30倍以上とすることを目標とします。

【就労継続支援】

就労継続支援A型事業については令和元年度の一般就労への移行実績（36人）の1.26倍以上、就労継続支援B型事業については令和元年度の一般就労への移行実績（77人）の1.23倍以上を目標とします。

②一般就労移行者のうち就労定着支援事業者の利用者割合

国の基本指針（第6期）において、一般就労への定着を進めることも重要であることから、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、就労定着支援事業の利用者数について、令和5年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割以上が就労定着支援事業を利用することを目標とします。

③就労定着率8割以上の就労定着支援事業所割合

国の基本指針（第6期）において、上記の目標と合わせて新たに追加された指標です。国の基本指針に則り、就労定着支援事業の就労定着率について、令和5年度に、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目標とします。

	実績 (令和元年度)		目標 (令和5年度末まで)
	304人		387人以上
福祉施設からの 就労移行者数(人)	うち、就労移行支援事業【新】	—	249人以上
	うち、就労継続支援A型【新】	—	46人以上
	うち、就労継続支援B型【新】	—	95人以上
一般就労移行者のうち 就労定着支援事業者の利用者割合【新】	—		福祉施設から一般就労に移行 する者のうち7割以上が利用
就労定着率8割以上の 就労定着支援事業所割合【新】	—		事業所全体の7割以上

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

①児童発達支援センターの設置および保育所等訪問支援の充実

国の基本指針（第2期）において、各市町村に児童発達支援センターを1か所以上を配置、全市町村で保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することが求められています。

本市においては、すでに児童発達支援センターについては市内で8か所（令和元年度時点）および保育所等訪問支援については市内で13か所（令和元年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。各事業所が、保育所や学校等の関係機関と連携し、よりよい支援ができるよう取り組みます。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、必要数の整備が図られるよう支援を検討していくとともに、各事業で提供される支援内容の充実に向けた取り組みを進めます。

②重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保

国の基本指針（第2期）において、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービスを各市町村に1か所以上確保することが求められています。

本市においては、重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所は市内で8か所（令和元年度時点）および重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスは市内で15か所（令和元年度時点）の事業所が指定を受けて事業を実施しているため、第2期では数値目標は設定しません。

今後も、地域間バランスを考慮しながら、医療的ケアが必要な重症心身障がい児も含めた受け入れ促進に向けた取り組みを進めます。

③医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置およびコーディネーターの配置

国の基本指針（第2期）において、医療的ケア児支援のための、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場の設置および医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することが求められています。

本市においては、医療的ケア児支援のための協議の場として「神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業実施にかかる有識者会議」や「神戸市療育ネットワーク会議」を設置しているため、第2期では目標設定はしません。これらの場において、引き続き医療的ケア児支援のための関係機関の協議を進めます。

また、医療的ケア児に関するコーディネーターの配置については、国の基本指針（第2期）で新たに追加された指標ですが、本市では令和元年度より神戸市重度障害児者医療福祉コーディネート事業にかかるコーディネーターを配置していることから、第2期では目標設定はしません。今後も、関係機関との連携を図り、医療的ケア児への適切な支援に取り組みます。

	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末まで)
児童発達支援センターの設置	8か所	目標設定なし
保育所等訪問支援を利用できる体制の構築	13か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保	8か所	目標設定なし
重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービスの確保	15か所	目標設定なし
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置済み	目標設定なし
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置【新】	配置済み	目標設定なし

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針（第6期）において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、令和5年度末までに、基幹相談支援センター等において、総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することが求められています。

本市においては、障害者地域生活支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービス等につなぐほか、地域の関係機関等と連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。また、基幹相談支援センターにおいては、障害者地域生活支援センターや相談支援事業所の研修を充実させるなどの人材育成を実施し、市全体の相談支援体制の強化に取り組んでいます。このようにすでに体制を確保しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障害者地域生活支援センターと基幹相談支援センターが連携し、相談支援体制の充実・強化に取り組めます。

	目標
総合的・専門的な相談支援の実施および地域の相談支援体制の強化を実施する体制の確保【新】	目標設定なし

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針（第6期）において、第6期で新たに追加された指標です。国の基本指針では、利用者が真に必要とする障がい福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに関する事項を実施する体制を構築することを求められています。

本市においては、市で実施している新任研修や県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修への市職員の参加の促進、自立支援審査支払等システムの審査結果の活用、障がい福祉サービス事業所に対する指導監査結果の活用などを実施する体制を構築しているため、第6期では目標は設定しません。

引き続き、障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みを進めます。

	目標
障がい福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築【新】	目標設定なし

第2章 障がい福祉サービス等の見込量と確保の方策

(1) 訪問系サービス

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

居宅介護、同行援護、行動援護については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

重度訪問介護は第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。

重度障害者等包括支援については、現在のところ、本市において利用実績がないサービスであり、今後も利用が見込まれないことから、第6期においても利用者数0人と設定します。

なお、訪問系サービスを含むガイドライン（支給量審査基準）について引き続き検討します。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
訪問系サービス (合計)	利用者数 (人/月)	3,840	4,051	4,581	5,199	5,920	6,758
	延べ時間 (時間/月)	128,638	132,165	142,724	154,862	168,952	185,251
居宅介護	利用者数 (人/月)	3,019	3,217	3,741	4,350	5,059	5,883
	延べ時間 (時間/月)	58,193	60,551	70,420	81,838	95,177	110,690
重度訪問介護	利用者数 (人/月)	255	251	245	239	233	227
	延べ時間 (時間/月)	57,454	58,098	58,503	58,912	59,324	59,739
同行援護	利用者数 (人/月)	506	511	512	513	515	516
	延べ時間 (時間/月)	11,416	11,702	11,776	11,851	11,926	12,002
行動援護	利用者数 (人/月)	60	72	83	97	113	132
	延べ時間 (時間/月)	1,575	1,814	2,025	2,261	2,525	2,820
重度障害者等 包括支援	利用者数 (人/月)	0	0	0	0	0	0
	延べ時間 (時間/月)	0	0	0	0	0	0

(2) 日中活動系サービス・療養介護・短期入所

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

生活介護、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所については第5期において利用が増加傾向にあり、今後のニーズも高いことから第6期においても増加する見込み量を設定します。

就労定着支援は平成30年度に新設されたサービスで、就労移行支援等から一般就労した障がい者の就労に伴う生活面の課題を支援するためのものです。本市において、平成30年度では利用が少なかったものの、現在では利用が伸びてきており、今後もニーズが高いことから増加する見込み量を設定します。加えて、一般就労や職場定着をさらに進めていくために独自指標を設けます。

自立訓練については第5期において微減傾向にあり、第6期でも微減とした見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R 2 年度	第 6 期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度
生活介護	利用者数 (人/月)	3,169	3,235	3,293	3,352	3,412	3,473
	延べ日数 (日/月)	60,475	61,409	62,207	63,016	63,835	64,665
自立訓練 (機能訓練)	利用者数 (人/月)	34	32	29	26	24	22
	延べ日数 (日/月)	570	549	498	452	410	372
自立訓練 (生活訓練)	利用者数 (人/月)	108	82	78	74	70	66
	延べ日数 (日/月)	1,861	1,654	1,631	1,608	1,585	1,563
就労移行支援	利用者数 (人/月)	422	432	442	474	508	544
	延べ日数 (日/月)	6,927	7,152	7,321	7,885	8,493	9,148
就労継続支援 (A型)	利用者数 (人/月)	807	848	898	930	963	997
	延べ日数 (日/月)	15,287	16,026	16,829	17,354	17,896	18,454
就労継続支援 (B型)	利用者数 (人/月)	3,485	3,829	4,232	4,604	5,008	5,447
	延べ日数 (日/月)	56,922	62,629	68,390	74,158	80,413	87,195
就労定着支援	利用者数 (人/月)	27	93	207	379	599	870
療養介護	利用者数 (人/月)	286	287	290	293	296	299
短期入所 (福祉型)	利用者数 (人/月)	737	747	888	981	1,084	1,198
	延べ日数 (日/月)	6,332	6,380	6,428	6,492	6,557	6,623
短期入所 (医療型)	利用者数 (人/月)	65	67	74	78	82	86
	延べ日数 (日/月)	236	239	248	241	234	228

★独自指標

一般就労、職場定着に関して独自指標を設定し、障がいのある人の就労支援を進めます。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
しごとサポートからの就職者実人数	269人	310人
しごとサポートが支援する職場定着率 (当該年度の1年後の定着率)	85.8%	85%

(3) 居住系サービス等

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて第6期の見込み量を設定します。

共同生活援助については、第5期において利用が増加傾向にあり、地域移行をさらに進めていくにあたって必要なサービスであることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。見込み量の確保にあたって、グループホームが少ないことが課題であることから、独自指標を設けて、グループホームの定員数の増に取り組みます。

自立生活援助は平成30年度に新設された制度で、施設入所支援または共同生活援助などを受けていた障がいのある人が、居宅で自立した生活を営む場合に支援するサービスです。本市においては、現在少しずつ利用者が増えていることから、第6期においても増加する見込み量を設定します。

施設入所支援については、今後も地域移行を進めていくことから、減少する見込み量を設定します。

障害者支援センター（地域生活支援拠点）に関する項目については、国の基本指針（第6期）から新たに見込むことが求められた項目です。本市においてはすでに令和元年度末時点で6か所に設置済みですが、機能の充実にに向けた検証および検討も実施していきます。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
自立生活援助	利用者数 (人/月)	0	2	7	11	12	13
共同生活援助	利用者数 (人/月)	693	762	829	903	983	1,070
施設入所支援	利用者数 (人/月)	1,368	1,347	1,312	1,308	1,300	1,292
地域生活支援拠点等の設置箇所数と地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた検証および検討の実施【新】	設置箇所数	-	6	9	9	9	9
	検証および検討 (回/年)	-	0	1	1	1	1

★独自指標

グループホームの定員数に関して独自指標を設定し、グループホームの整備を進めます。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
グループホームの定員数	810人	1,000人

(4) 相談支援

計画相談支援は、障がいのある人が適切な障がい福祉サービスを利用するために必要な支援であり、これまでの利用実績の伸びに加え、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業等により、相談支援専門員の増加が見込まれることから、第6期でも増加する見込み量を設定します。本市においては計画相談支援が少ないことが課題となっているため、第6期においては独自指標を設け、相談支援事業所の体制強化を図る事業を展開します。

地域移行支援、地域定着支援については、地域移行を進めるためにも必要なサービスであり、ニーズも高いことから第6期でも増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
計画相談支援	利用者数 (人/月)	432	475	505	863	929	991
地域移行支援	利用者数 (人/月)	9	10	10	11	12	13
地域定着支援	利用者数 (人/月)	23	19	23	23	24	25

★独自指標

計画相談支援員数、計画相談支援事業所数に関して独自指標を設定し、相談支援事業所の体制強化を図ります。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
計画相談支援員数	—	60人増加 (令和3年～5年度の合計)
計画相談支援事業所数	70事業所	100事業所

(5) 障がい児福祉サービス

各サービスの利用実績の伸びや「児童発達支援事業に関するアンケート」「放課後等デイサービスに関するアンケート」の結果を踏まえて、第2期の見込み量を設定します。

児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援については第5期において利用が増加傾向にあり、今後もニーズが高いと考えられることから、第2期においても増加する見込み量を設定します。

依然としてニーズの高い状況にある児童発達支援および放課後等デイサービスについては、延べ日数の見込（量）を超過した場合に、児童福祉法第21条5の15に基づく事業所指定の運用について検討することとします。事業所の増加により、量的な拡大が図られていますが、今後はサービスの質を確保しながら、増加するニーズに応じた適正なサービス提供体制を整備していきます。

障害児相談支援についてはニーズが高いことから、本市での相談支援事業所の人材確保支援事業により、第2期で増加する見込み量を設定します。

平成30年度に新設された居宅訪問型児童発達支援は、重度の障がいのある子どもの発達支援を行うサービスです。今後ニーズが見込まれることから、第2期において増加する見込み量を設定します。通所による集団生活への移行を支援するものであり、通所事業所と連携してサービスを提供します。

医療的ケア児に対するコーディネーターについては、国の基本指針（第2期）から新たに見込むことが求められた項目です。令和元年度より配置した神戸市重度障害児者医療福祉コーディネーター事業にかかるコーディネーターを活用して医療的ケア児に対する支援の強化を図ります。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第2期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
児童発達支援	利用児童数 (人/月)	1,202	1,365	1,363	1,513	1,656	1,793
	延べ日数 (日/月)	13,024	14,785	14,890	16,387	17,936	19,420
医療型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	1	2	2	2	3	4
	延べ日数 (日/月)	5	5	5	5	6	8
放課後等デイサービス	利用児童数 (人/月)	2,519	2,897	2,988	3,357	3,593	3,841
	延べ日数 (日/月)	32,463	37,126	39,666	43,020	46,044	49,222
保育所等訪問支援	利用児童数 (人/月)	34	67	92	121	159	210
	延べ日数 (日/月)	50	110	144	189	248	325
居宅訪問型児童発達支援	利用児童数 (人/月)	0	0	1	3	7	10
	延べ日数 (日/月)	0	0	5	15	35	50
福祉型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	26	28	26	26	26	26
医療型障害児入所施設	利用児童数 (人/月)	22	19	21	21	36	36
障害児相談支援	利用児童数 (人/月)	53	51	95	140	190	245
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数【新】	配置人数 (人)	-	1	1	1	1	1

(6) 発達障がいのある人に対する支援

神戸市発達障害児（者）支援地域協議会代表者会において、神戸市発達障害者支援センターの運営や事業等について検証します。令和元年度以降は年2回開催しており、第6期においても継続して開催します。

発達障害者支援センター（発達障害者相談窓口を含む）の相談については、第5期では減少傾向にあったものの、今後は発達障がいのある人の早期発見、早期対応のために周知啓発を行うため、第6期は相談が増える見込み量を設定します。

発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言、外部機関や地域住民への研修、啓発についても引き続き実施していくことから、第6期においても微増・現状維持で見込み量を設定します。

ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム、ペアレントメンター、ピアサポーターの活動については、国の基本指針（第6期）から新たに見込むことが求められた項目であり、令和元年度の実績を踏まえて、微増・現状維持で見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
発達障害者支援地域協議会の開催	開催回数 (回/年)	1	2	2	2	2	2
発達障害者支援センターによる相談支援	相談件数 (件/年)	1,230	1,135	1,020	1,120	1,220	1,320
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの関係機関への助言	助言件数 (件/年)	32	33	29	31	31	31
発達障害者支援センターおよび発達障害者地域支援マネジャーの外部機関や地域住民への研修、啓発	研修・啓発件数 (件/年)	203	256	230	230	230	230
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数【新】	受講者数 (人/年)	-	255	140	150	150	150
ペアレントメンターの人数【新】	人数	-	7	10	10	10	10
ピアサポートの活動への参加人数【新】	参加人数 (人/年)	-	67	60	70	70	70

(7) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

保健、医療および福祉関係者による協議の場として「精神障害者地域移行・地域定着推進連携会議」などをすでに設置しており、引き続き開催をすることを見込んでいます。また、目標設定および評価も行います。

精神障がいのある人の地域移行、地域定着、共同生活援助、自立生活援助については、実態調査より地域移行に関して一定のニーズがあることから、第6期において増加する見込み量を設定します。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催【新】	開催回数 (回/年)	-	6	6	6	6	6
保健、医療および福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数(合計人数)【新】	参加人数 (合計) (人/年)	-	133	140	140	140	140
関係者ごとの参加人数(保健)	参加人数 (人/年)	-	9	10	10	10	10
関係者ごとの参加人数 (医療・精神科)	参加人数 (人/年)	-	64	65	65	65	65
関係者ごとの参加人数 (医療・精神以外)	参加人数 (人/年)	-	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数(福祉)	参加人数 (人/年)	-	49	50	50	50	50
関係者ごとの参加人数(介護)	参加人数 (人/年)	-	0	0	0	0	0
関係者ごとの参加人数 (当事者および家族)	参加人数 (人/年)	-	8	10	10	10	10
関係者ごとの参加人数 (その他)	参加人数 (人/年)	-	3	5	5	5	5
保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数【新】	目標設定 および評価 (回/年)	-	1	2	2	2	2
精神障がい者の地域移行支援【新】	利用者数 (人/月)	-	9	8	9	10	11
精神障がい者の地域定着支援【新】	利用者数 (人/月)	-	5	4	4	5	6
精神障がい者の共同生活援助【新】	利用者数 (人/月)	-	136	146	156	166	176
精神障がい者の自立生活援助【新】	利用者数 (人/月)	-	0	7	10	11	12

(8) 相談支援体制の充実・強化のための取り組み

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

障害者地域生活支援センターにおいて地域の障がいのある人の様々な相談を受け障がい福祉サービス等につなぐほか、地域の関係機関等と連携して障がいのある人に対して総合的・専門的な相談支援を実施しています。

また、引き続き、障害者地域生活支援センターが各区の自立支援協議会にて実施する個別支援会議において専門的な指導や助言を実施します。また、基幹相談支援センターは研修を実施し相談支援を行う人材の育成支援を実施します。さらに、利用者および地域の障がい福祉サービスなどの社会的基盤の整備の実情を的確に把握するため、自立支援協議会の運営部会や作業部会等を活用し、関係機関の連携強化を図ります。

具体的な見込量は、「専門的な指導および助言」については障害者地域生活支援センターの開設による個別支援会議回数の見込（量）、「人材育成の支援」については基幹相談支援センターの研修回数の見込（量）、「連携強化の取組」については運営部会や作業部会の実施回数の見込（量）をそれぞれ設定します。

なお、見込み量の確保にあたって、相談支援事業所の質の向上を図るため、相談支援事業所の事業者研修受講者数に関して独自指標を設けます。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
総合的・専門的な相談支援【新】	実施の有無	-	有	有	有	有	有
地域の相談支援体制の強化【新】							
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	指導・助言件数 (件/年)	-	67	78	90	104	121
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	支援件数 (件/年)	-	5	7	8	9	10
地域の相談機関との連携強化の取組み	実施回数 (回/年)	-	415	430	443	456	470

★独自指標

相談支援事業所事業者研修受講者数に関して独自指標を設定し、相談支援体制の強化を図ります。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
相談支援事業所事業者研修受講者数	767人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)

(9) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取り組み

本項目は、国の基本指針（第6期）において新たに見込むことが求められた項目です。

障がい福祉に携わる市職員に新任研修や虐待防止研修等への参加を促すとともに、今後、県が実施する職員向けの研修があれば積極的に参加するなど、市職員のさらなる知識・能力の向上を図ります。また、障がい福祉サービス事業所からの過誤の多い請求などについて、集団指導等を通じて情報を共有します。さらに、障がい福祉サービス事業所への指導監査結果について、県において実施している関係自治体との研修会において共有を図ります。

内容	単位	実績		見込(量)	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加【新】	参加人数 (人/年)	-	117	110	130	130	130
障がい者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業者や関係自治体等と共有する体制の有無およびそれに基づく実施【新】	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	実施回数 (回/年)	-	1	1	1	1	1
指導監査結果の関係市町村との共有【新】							
指導監査の適正な実施	実施の有無	-	有	有	有	有	有
指導監査結果を関係自治体と共有する体制の有無およびそれに基づく共有	体制の有無	-	有	有	有	有	有
	共有回数 (回/年)	-	1	1	1	1	1

★独自指標

災害時においても適切な医療の提供や障がい福祉サービスを提供できるよう事前の備えとして、まず特に配慮が必要な『在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aの所持者』に対して災害時の個別避難計画を策定します。

指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
重度の心身障がいのある人の災害時の個別避難計画の策定数 (在宅で身体障害者手帳1級かつ療育手帳Aの所持者)	—	600件

第3章 地域生活支援事業の種類ごとの見込量と確保の方策

各サービスの利用実績の伸びを踏まえて、第6期の見込み量を設定します。

理解促進研修・啓発事業については、引き続き実施するとともに、課題として挙げられているヘルプマークについて独自指標を設け、認知度の向上を図ります。

ニーズの多い手話通訳者・要約筆記者派遣事業については、増加する見込み量を設定するとともに、「神戸市みんなの手話言語条例」に基づき、手話に対する理解を広める独自指標を設定します。

内容	単位	実績		見込(量) R2年度	第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度		R3年度	R4年度	R5年度
(1)理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(2)自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(3)相談支援事業							
障害者相談支援事業	実施箇所数	15	17	19	19	19	19
基幹相談支援センター	設置の有無	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
住居入居等支援事業	実施の有無	無	無	無	無	無	無
(4)成年後見制度利用支援事業	実利用者数 (人/年)	71	92	70	78	78	78
(5)成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有
(6)意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	延べ利用者数 (人/年)	4,348	4,239	3,485	4,395	4,437	4,479
手話通訳者設置事業	実設置者数	14	14	14	14	14	14
(7)日常生活用具給付等事業							
合計	給付件数	34,345	34,458	35,238	36,055	36,913	37,815
①介護・訓練支援用具	給付件数	169	172	165	158	152	145
②自立生活支援用具	給付件数	471	405	410	415	420	425
③在宅療養等支援用具	給付件数	576	507	559	617	681	751
④情報・意思疎通支援用具	給付件数	527	712	831	969	1130	1318
⑤排泄管理支援用具	給付件数	32,546	32,603	33,214	33,837	34,471	35,117
⑥居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	給付件数	56	59	59	59	59	59
(8)手話奉仕員養成研修事業	実養成講習修了者数 (人/年)	104	212	80	145	150	155
(9)移動支援事業	実利用者数 (人/年)	3,768	3,864	3,060	3,244	3,438	3,645
	延べ利用時間数 (時間/年)	680,152	715,885	758,838	804,368	852,630	903,788

内容	単位	実績		見込(量)		第6期見込(量)		
		H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	
(10) 地域活動支援センター								
神戸市内分	実施箇所数	18	18	18	18	18	18	
	実利用者数(人/年)	581	633	633	643	653	663	
他市町村分	実施箇所数	11	12	10	10	10	10	
	実利用者数(人/年)	17	23	24	24	24	24	
(11) 発達障害者支援センター運営事業	実施箇所数	5	5	5	5	5	5	
	実利用者数(人/年)	7,371	7,090	6,000	6,000	6,000	6,000	
(12) 障害児等療育支援事業	実施箇所数	3	3	3	3	3	3	
(13) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業								
手話通訳者・要約筆記者養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	69	56	34	65	65	65	
盲ろう者向け通訳・介助員養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	22	19	10	10	10	10	
失語者向け意思疎通支援者養成研修事業	実養成講習修了者数(人/年)	-	20	10	10	10	10	
(14) 専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業								
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	実利用者数(人/年)	32	28	22	28	30	32	
盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業	実利用件数(件/年)	625	655	520	570	580	590	
失語者向け意思疎通支援者派遣事業	実利用者数(人/年)	-	-	-	-	300	305	
(15) 広域的な支援事業								
① 精神障害者地域生活支援広域調整等事業								
ア. 地域生活支援広域調整会議等事業	会議開催回数(回/年)	3	1	2	2	2	2	
イ. 地域移行・地域生活支援事業	ピアサポート従事者数	44	33	30	30	30	30	
ウ. 災害時心のケア体制整備事業	相談員配置の有無	-	-	無	無	無	無	
② 発達障害者支援地域協議会による体制整備事業	協議会開催回数(回/年)	1	2	2	2	2	2	
(16) その他実施する事業	実施の有無	有	有	有	有	有	有	
	訪問入浴サービス事業、福祉ホームの運営、日中一時支援事業、障害者スポーツ教室開催事業、障害者社会参加促進事業、点字・声の広報等発行 等							

★独自指標

該当事業	指標	実績 (令和元年度)	目標 (令和5年度末)
(1) 理解促進研修・啓発事業	ヘルプマークの配布数	—	24,000個 (令和3年～5年度の合計)
(6) 意思疎通支援事業	手話啓発講座の受講者数	604人 (平成28年～令和元年度の合計)	600人 (令和3年～5年度の合計)